

# 第34回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第34回定例会 令和2年1月31日

開会 13時30分 閉会 15時30分

出席委員 (22名)	会長小林茂徳	会長代理依田繁二
	1 山崎正勝	1 4 依田隆喜
	2 白倉令子	1 5 小林健治
	3 小川高史	1 6 青木二巳
	5 小山睦夫	1 7 小林勝元
	6 片十郎	1 8 清水洋
	7 成山喜枝	推進花岡幹夫
	8 齊藤敏彦	推進荻原薫
	1 0 柳澤多久夫	推進佐藤富士夫
	1 2 渡邊幹夫	推進竹内芳男
	1 3 小山肇治	推進渡邊重昭

欠席委員  
(1名)

議事録署名委員  
3 小川高史 5 小山睦夫

出席職員 (5名)	農業委員会事務局	
	事務局長	関 博一
	事務局次長	織田 秀雄
	事務局	笠井 昌鷹
	事務局	河口 晋也
事務局	堀場 亜紀	

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画について  
議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について  
第8回農業経営改善計画認定意見聴取について  
東御市農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第34回定例総会を開催します。本日は、荒木委員が欠席です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。今日はこの季節としては暖かい朝でした。今年は暖冬だと言われていますが、このままだと梅の花や桜の花が開花するのともとも早いかもしれません。また、降雪が少なく、雨不足が心配される1年となりそうです。自然に頼るのが農業者の宿命ですが、今年こそ自然災害の少ない豊かな収穫の秋が迎えられよう願っているところです。

さて、定例総会も34回を数えまして、農業委員の任務も残すところあと2カ月となりましたので、よろしくをお願いします。

本日の議事録署名委員の指名についてですが、3番の小川委員と、5番の小山睦夫委員をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。番号1、〇〇です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。〇〇地区の農地です。譲受人は、〇〇に住所がありますが、別荘を農地の隣地に所有しており、春から秋まで東御市に居住しています。すでに当該農地を借りてブルーベリー栽培をしています。このたび、ブルーベリー栽培が軌道に乗ってきて農業経営を本格化したいと考えて、農地を取得するものです。譲受人の住宅から近い農地であること、また、住所地は県外ですが営農の時期は東御市に居住しており、農地が荒れることはないと考えられることから、問題ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇です。〇〇の農地です。譲受人、譲渡人、ともに〇〇の方です。当該農地の周辺は譲受人の農地があり、長年譲受人が耕作しています。このたび、所有権を移転するものです。スイートコーンを営農する予定です。譲受人の自宅から車で〇〇分と近いので、問題ないと判断しました。

続きまして番号3になりますが、取り下げということで削除をお願いします。

続きまして番号4、〇〇ほか〇筆です。〇〇の〇〇の北の農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は経営規模を拡大するため譲り受けるものです。ブロッコリー等の野菜を営農する予定です。譲受人は〇〇に住んでいますが、〇〇で営農しています。自宅から車で〇〇分ということで通作距離も問題ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇です。〇〇の〇〇の近くの農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。持ち分の譲渡になります。譲渡人は今所有す

る農地の整理をしています。この農地の持分〇〇分の〇を、近くに住む譲受人に譲り渡すものです。水稻をしていくとのこと。譲受人の自宅から車で〇分と近いと判断しました。

続きまして番号6、〇〇ほか〇筆です。〇〇の東にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。当該農地の周辺は譲受人の農地があるため、農地を集約化して営農するため、所有権を移転するものです。譲受人の自宅から〇分と近いと判断しました。

続きまして番号7、〇〇ほか〇筆です。場所は千曲川右岸の〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、親子です。譲渡人は認定農業者ですが、後継者である息子さんに農業を引き継いでいくということです。今回、所有する農地の一部を譲り渡すものです。譲受人の自宅から車で〇〇分と近いと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、小林建治委員より説明をお願いします。

小林委員

お願いします。場所は地図の1ページをご覧ください。主要地方道東御孺恋線のS字カーブが〇〇地籍となります。そこを左へ〇〇メートルほど行ったところが申請地です。譲渡人は高齢になり農地の管理が出来ない状態です。譲受人の住まいは〇〇ですが、夏の間は申請地のすぐ上の自宅でブルーベリーを栽培しています。ブルーベリーの栽培が軌道に乗り、規模拡大をするため申請地を取得することにしました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、渡邊重昭委員より説明をお願いします。

渡邊委員

説明させていただきます。地図の2ページをご覧ください。ビューラインを南東に向かって行き、ずっと降りてくると小さい池があります。この道路を右側に降りますと、〇〇になります。大きな池を曲がって〇〇メートルほど行くと申請地になります。譲渡人の土地は東御市にはこの申請地しかなく、譲受人の耕作地に近いと判断しました。譲り渡すということです。譲受人

は〇〇にも土地があるのですが〇筆しかなく、譲渡人は逆にたくさんあるということです。農地の面積が同じくらいということで、お互いに交換して集約するとのこと。問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようです。裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3ですが、取り下げとなりましたので、番号4の案件につきまして、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

お願いします。資料の4ページをご覧ください。場所は、県道御牧原大日向線を〇キロメートル上りますと、消防庫があり、左に〇〇メートル更に右へ〇〇メートル行ったところになります。譲受人は現在〇〇に住んでいますが、実家の近くの申請地ですと耕作していましたが、譲渡人は定年になり実家に戻って来ているのですが、耕作をしないので地元の人に欲しいと思っていたところ、譲受人との話がまとまりました。採れた野菜が対価ということです。ご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようです。裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件につきまして、同じく清水委員より説明をお願いします。

清水委員

続いてお願いします。資料は同じ4ページをご覧ください。場所は番号4の申請地から〇〇メートルほど下ったところになります。申請地は昭和〇〇年に〇〇から分筆しています。譲渡人は相続により共同名義で〇〇分の〇を所有していますが、今後利用するつもりがないことから申請地を譲受人に無償で譲渡することにしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につ

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号6の案件につきまして、白倉委員より説明をお願いします。

白倉委員

よろしくお願いします。資料の5ページをご覧ください。県道丸子北御牧東部線を〇〇から〇〇に向かって行くと右側に〇〇があります。そのすぐ手前が申請地となります。譲受人はこの申請地の周りで耕作していますが、譲渡人は農業が出来ないということで、譲受人に譲り渡すことになりました。特に問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号7の案件につきまして、花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

説明させていただきます。地図は6ページをご覧ください。〇〇から橋を渡り、ガソリンスタンドを少し過ぎるとしなの鉄道のガードがあります。その手前を少し入ったところに申請地があります。譲渡人が譲受人である息子さんに譲渡するというものです。親子で農業をしていると甘えなど出てきてしまうため、今後の経営等の観点から少し早めに順に譲渡をしていくそうです。ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。番号1、〇〇です。図面は7ページをご覧ください。県道東部望月線〇〇信号の東にある農地です。太陽光発電施設敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。現在耕作していない申請地にて太陽光発電施設を設置したいとのことです。敷地面積〇〇平方メートルのうち〇〇平方メートルの転用計画で、パネル枚数は〇〇枚です。配置は図面8ページを参照してください。なお、申請地以外の残地部分は今後耕作を予定しているとのことです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしく申し上げます。資料の7ページをご覧ください。〇〇の信号を東へ〇〇メートルくらい行ったところから上がって、左にある農地です。北側には〇〇があります。申請地は現在何も耕作していないため、太陽光発電施設を作りたいということです。ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(片委員挙手)

片委員どうぞ。

片委員

ここの排水はどのようになっていますか。

事務局

地下浸透となっています。浸透柵などを設置する計画にはなっていません。

議長

半住宅地の中だと思うのですが、周りの方への説明はどうなっていますか。

事務局

申請地の中をくり抜いた形でパネル設置計画ということで、周辺にも説明会をしたということです。南の方には畑など農地があるということを考慮して際までは計画していません。樹木もあり、際まで設置すると光が当たらなくなるなど、機能面と環境を鑑みてくり抜きのように真ん中のみの設置になっています。

議長

ありがとうございました。

ほかにありますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇、所有権移転です。図面は9ページをご覧ください。〇〇の南東にある農地です。車庫敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は隣接住居に車庫がないため設置を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇、使用貸借権設定です。図面は11ページをご覧ください。〇〇集会所及び〇〇消防庫の西側にある農地です。住宅、駐車場敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で親子です。譲受人は現在市内に住んでいますが、親の土地を借りて住宅を新築したいとこのことです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号3と番号4は関連があるため、一括で説明します。番号3、〇〇、所有権移転です。番号4、〇〇ほか〇筆、使用貸借権設定です。図面は13ページになります。〇〇の北から〇〇に向かって〇〇メートルほど進んだところにある農地です。資材置場、通路敷地の申請です。譲受人は両案件とも同一人物で〇〇の方です。まず、3番案件ですが、譲渡人は〇〇の方です。次に4番案件ですが、譲渡人は〇〇の方で、譲受人の親になります。譲受人は申請地の北にある土地を住宅及び資材置場として利用していますが、進入路が狭いこと、また資材置場が不足していることから計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は平成〇〇年〇月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇、所有権移転です。図面は15ページをご覧ください。主要地方道真田東部線沿い、〇〇の地下横断道の北東にある農地です。家庭菜園敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は隣接地に居住しており、申請地にて家庭菜園を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、青木委員より説明をお願いします。

青木委員              よろしく申し上げます。資料の9ページをご覧ください。〇〇を過ぎ、〇〇集落に入ると、〇〇の信号を背に、〇〇メートル行きますと左に旧道があります。〇〇を〇〇メートルくらい行きますと、申請地となります。駐車場が手狭になり、車庫敷地とする申請です。譲受人の自宅の近くなので、問題ないと思っておりますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員              よろしく申し上げます。地図の11、12ページをご覧ください。場所は〇〇から西の方にあり、しなの鉄道が走っているすぐ脇になります。譲渡人である父から譲受人はこの申請地を借りて住宅、駐車場敷地とする予定です。周りには住宅が建っていて問題はないと思っておりますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3と番号4の案件は関連がありますので、一括説明をお願いします。担当の片委員より説明をお願いします。

片委員                お願いします。地図の13、14ページをご覧ください。場所は〇〇地籍です。初めに番号3の説明をさせていただきます。譲受人は〇〇を営んでいる方で、申請地の近くに自宅があるのですが、道路が狭く専用の通路として使用したいのとの申請です。譲渡人は譲受人の熱意に応じました。番号4についてですが、譲受人の母親から、土地を〇〇年借りるという申

請です。通路、資材置場として使用したいとの譲受人の申出に譲渡人は応じました。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3と番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3と番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件につきまして、小川委員より説明をお願いします。

小川委員

よろしくお願いします。資料の15、16ページをご覧ください。場所は旧菅平有料道路入口から〇〇メートルほど北へ上り、〇〇集落に入ったところになります。譲受人は家庭菜園敷地を探していたところ、近所の譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。申請地は譲受人の自宅の目前で特に問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。〇〇委員は対象のため、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

事務局

議案第4号、農用地利用集積計画1月分について、説明します。資料の6、7ページが通常の利用権設定になります。16件、25筆、44,389平方メートルです。続きまして、8ページが中間管理事業制度を利用した利用権設定になります。12件、19筆、32,751平方メートルです。6ページに期間1年というものがありますが、これは農地を貸す方が借りる方を買ってほしいという意向があるのですが、まだ買う決断が出来ないため、1年ごと更新する際に売買の検討をするということでの1年の設定となっています。以上です。

議長

ありがとうございました。議案第4号、農用地利用集積計画について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。〇〇委員お入りください。

(〇〇委員入室)

続きまして第8回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第8回農業経営改善計画認定審査会について、説明します。今月は2件で、更新と新規の1件ずつです。資料の1ページをご覧ください。1件目は、〇〇さんで〇回目の更新で〇〇の方です。目標とする営農類型は野菜・ワインブドウです。農業経営規模の拡大に関する目標についてですが、ブロッコリーの面積を減らし、ミニトマト、ワインブドウの生産を増やしていく予定です。2ページをご覧ください。経営耕地に関してですが、借入地で温室を増やし、ミニトマトを栽培するとのこと。3ページをご覧ください。機械・施設に関してですが、イモ掘り機、ミニバンを〇台ずつ増やして作業の効率化を進めていくそうです。また、現在生産施設は〇〇に〇棟、〇に〇棟ありますが、5年後には〇〇に〇棟増やす予定です。乾燥・調整施設〇棟、保冷貯蔵施設〇棟、加工施設を増やして規模拡大に備えていきたいとのこと。最後に、4ページの労働力についてですが、臨時雇用に加えて常時雇用を増やし、従業員の負担を減らしていきたいとのことでした。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当の荒木委員が欠席のため、小山肇治委員より補足説明をお願いします。

小山委員

お願いします。〇〇さんは、〇〇に住んでいますが、耕作地はほとんど〇〇にあります。〇〇で育ちましてIターンでこの地に来て、今年で〇〇年になるそうです。新規就農者のパイオニアで、里親としてこれまで〇人を育ててきました。現在、珍しい野菜を中心に首都圏の飲食店や、直接個人に販売しています。ワイン用ブドウも生産していますが、ワイナリーの建設は考えておらず、ほかのところで加工してもらい販売していく予定だそうです。また、自己所有地を増やしていきたいとのこと。若手で活躍していて、地域の新規就農のリーダーということで、これからも応援していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(齊藤委員挙手)

齊藤委員どうぞ。

齊藤委員 若手でしっかりやっけていただいているのですが、きれいな栽培を心掛けて農業をやっけていただきたいと思います。

議長 若手で有望なので、引き続き頑張っけて欲しいと思います。続きまして〇〇について、事務局より説明をお願いします。

事務局 2件目は、〇〇さんです。新規の申請です。〇〇で、夫婦で経営されています。今年度で認定新規就農者の認定期間は終了となるので、継続して4月からの認定の申請です。目標とする営農類型は、露地果樹、ブドウです。農業経営規模の拡大に関する目標ですが、現状より巨峰を減らして、シャインマスカットを大幅に増やす予定です。すでに定植、改植が始まっけていて、5年後には収穫が出来る状態のものが多くなっけています。6ページをご覧ください。経営耕地は現状かなり大きく借りているため、5年後も変わらず〇〇アールとなっけています。7ページをご覧ください。機械・施設に関してですが、スピードスプレー、軽トラック、乗用モアを〇台ずつ、規模拡大に備えて購入していきたくいとのことです。機械格納庫・作業棟ですが、現状足りていない状態なので、早急に実施していきたくいとのことです。作目・部門別合理化の方向として、巨峰を減らし、シャインマスカットを増やしていきたくいとのことでした。8ページをご覧ください。目標を達成するためにとるべき措置ですが、シャインマスカット、クイーンルージュは短梢剪定を行い、トンネルメッシュ、防鳥ネットにより生産効率を上げていきたくいとのことでした。最後に労働力についてですが、新たに常時雇用を〇人、臨時雇用を〇人増やしていきたくいとのことでした。以上です。

議長 ありがとうございます。担当の齊藤委員より補足説明をお願いします。

齊藤委員 よろしくおんねいします。〇〇の代表〇〇さんは〇〇関連の企業で、〇〇年間過ごしてきました。その後、農業に魅力を感じ、ブドウ農家になるために東御市に移住をして来ました。平成〇〇年にJ A信州うえだファームでブドウの研修を〇年やり、栽培技術を習得し、ブドウ農家としてスタートをしました。目標をしっかりと持ち、今回の申請となりました。共同申請者の〇〇さんも、将来に向けてしっかりと生活基盤を強化する意味での申請

であるとのこと。現在、〇〇に住んでいて、信頼も厚いです。利用権で〇〇アールを借りていますが、現在出荷している面積の現状を載せてあります。残った農地につきましては、切替農地ということでご理解よろしくをお願いします。今後を見据え、ブドウの有望品種の切り替え、短梢栽培の導入や鳥獣被害の防止、システム管理の活用により、目的達成に向けて計画されています。5年後の販売売上ですが、シャインマスカットの冷蔵を組み合わせた長期販売計画が主ですが、十分達成できる経営計画となっています。ブドウの品種特性を理解して品種調整を図っているようです。大型機械の導入と労働力の強化を図ることが、計画を達成するカギとなると思います。今後の努力と綿密な計画、東御市のブドウブランド化に大きく期待をされる農業従事者だと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

議長                    ありがとうございます。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(小川委員挙手)

小川委員どうぞ。

小川委員            既往融資の償還が残っていて、新たに大きな融資を受けて、大丈夫かなと思います。頑張ってください。

議長                    順調に償還を済ませ、健全な経営をしていただきたいと思います。ほかにありますか。

特にないようですので、続きまして東御市農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、事務局より説明をお願いします。

事務局                議案の9ページから11ページをご覧ください。長野県農業会議から、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施及び今後の対応について依頼がありました。昨年、他県で農業委員が逮捕される案件が続いたことに関して、各農業委員会で申し合わせを決議、または、確認するように、との依頼です。実施内容は、総会において申し合わせ決議を原則として12月又は1月の農業委員会総会で実施すること、令和2年度以降も毎年1回以上実施すること、また、申し合わせ決議や注意喚起の内容について、必ず総会会議議事録に残すようにすること、という内容です。つきましては、東御市農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、読ませていただきますので、ご確認をお願いします。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、

農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理感を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせを確認する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理感を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年1月31日、東御市農業委員会。以上、内容を確認させていただきました。

議長

ありがとうございました。農業委員会として法令遵守をして参りたいと思いますので、皆さんよろしくお願ひします。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議、スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人 \_\_\_\_\_

(※直筆でお願いします)